



事務連絡
令和3年1月12日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課消費生活協同組合業務室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた職場への出勤等（テレワーク等）について

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）に対して事務連絡を発出したので、各都道府県の所管組合に対する周知について、よろしくお取り計らい願います。

別添

事務連絡
令和3年1月12日

各 厚生労働大臣認可
消費生活協同組合（連合会） 代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた職場への出勤等（テレワーク等）について

令和3年1月7日付で、新型コロナウイルス緊急事態宣言が発出されるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」が変更され、一都三県における職場への出勤等に関するまん延防止対策が別紙の通り規定されました。

この中では、

- ① 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること
 - ② 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- とされている趣旨を踏まえ、貴消費生活協同組合及び連合会におかれましても、十分ご留意の上、最大限のご協力をお願いします。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

別紙

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年3月28日(令和3年1月7日変更)(該当箇所抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
 - ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
 - ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。